

見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 血管造影 X 線診断装置の保守 一式
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 請 負 期 間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日
- (4) 業 務 場 所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場 所 〒 3 0 5 - 8 5 7 6
茨城県つくば市天久保 2 丁目 1 番地 1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連 絡 先 (担当) 飯田 電話番号 0 2 9 - 8 5 3 - 3 5 4 3
- (3) 見積書提出期限 令和 7 年 8 月 5 日 1 2 時 0 0 分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第 4 6 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第 4 7 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和 7 年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去 1 年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 医療機器製造業又は修理業の許可を得ていること。

6. 請書の作成等

契約の締結に当たっては、請書を作成する。（契約保証金は免除）

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和7年7月29日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

仕 様 書

1. 件 名 血管造影 X 線診断装置の保守 一式

2. メーカー名 蘭国フィリップス社

3. 対象機器及び設置場所

対象機器	型式/規格	台数	プラン	設置場所
血管造影 X 線診断装置	Azurion7 B20/15	1 台	バリューPM 点検 2 回/年	けやき棟 3 階 手術部

4. 保守期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日

5. 実施要領 請負者は、上記機器を正常かつ安全な状態で維持運用し得るように保守点検業務を行うものとする。

(1) 定期点検

請負者は、保守期間中に技術員を派遣し、年 2 回(1 月、7 月)、を行うものとする。装置各部の点検、部品交換、清掃、注油及び調整、その他必要な業務を行い、終了後は作業報告書により発注者に報告するものとする。点検は事前に発注者と日程の打合せをし、作業をするものとする。ただし、本院の都合により当該月に定期点検を行うことが困難な場合は、発注者・請負者間において協議し、実施月を変更できるものとする。

(2) 保守適応範囲

保守対象機器は、別紙内訳のとおり

(3) 点検対応時間

請負者は、カスタマーコールセンターにおいて、発注者からの点検の受付を 3 6 5 日、2 4 時間体制で行うものとする。

点検については 3 6 5 日、8 時から 2 4 時まで対応するものとする。

発注者からの装置の故障発生等の通報を受けた場合は、修理作業に関しては、原則翌営業日以降の対応を行い、担当職員の指示に従い正常な状態に復旧させるものとし、その都作業報告書にて報告するものとする。

(4) リモートサービス

請負者は、リモートメンテナンス体制が整えられていること。対応時間は、3 6 5 日、2 4 時間対応する。

(5) 修理費

点検以外の修理費は発注者の負担とする。

(4) 次の事由により生じた修理・調整は含まないものとする。

- ① 発注者の故意又は重大な過失に起因する故障
- ② 請負者及び請負者の指定する者以外の者による改造・修理に起因する故障
- ③ 定期点検交換部品以外の部品費用
- ④ 天災地変その他の不可抗力による故障

6. 代金の支払

代金の支払いは別紙のとおりに支払うものとし、当該業務完了後、適法な請求書を受理した日から起算して 4 0 日以内に支払うものとする。

7. 請求書の送付

請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

8. その他

- (1) 請負者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、その他の目的に利用してはならない。
また、本契約終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に定めのない細目については、発注者の指示によるものとする。
- (3) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。なお、本仕様書に記載のないもの及び、作業を実施する際には、本学職員と十分な事前打ち合わせを行うものとする。

別紙内訳書

品名	メーカー・規格	数量
血管造影X線診断装置		一式
【構成内訳】		
血管造影X線診断装置 本体	(株)フィリップス	1
・ Allura Clarity FD20-15		
・ Clarity IQテクノロジー		
正面用床置き式Gアーム		1
側面用天井走行式Cアーム		1
高電圧発生装置		1
正面用ベアリングレスX線管装置		1
側面用ベアリングレスX線管装置		1
正面用フラットディテクタ		1
側面用フラットディテクタ		1
TVモニタシステム		
・ 58インチカラー液晶ディスプレイ		1
・ Flexvision XL XperHD		1
・ バックアップ用モニター		2
・ 液晶ディスプレイ		4
・ 液晶カラーディスプレイ		1
画像解析ワークステーション		1
・ インターベンショナルハードウェア		
撮影機能		1
・ ロータションアンギオ		
・ ピボットテーブル機能		
臨床アプリケーション		1

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和7年8月5日 12時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 飯田
電話番号: 029-853-3543
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 競争参加資格の確認のための書類
 - ・ 令和7年度に係る一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書
(全省庁統一資格または国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し
又は過去1年以内の本学との取引を証明する書類・・・・・・・・・・ 1部
 - ・ 医療機器製造業又は修理業許可証(写)・・・・・・・・・・ 1部
- 7 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・ 役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

請 書 (案)

件 名 血管造影 X 線診断装置の保守 一式

請負代金額 金 円(税込)
(内消費税額及び地方消費税額 金 円)

上記消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方消費税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、請負代金額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

標記点検業務について、上記代金額で下記条項により履行することをお請けします。

記

- 第 1 条 請負者は、別紙仕様書に基づき、保守業務を履行するものとする。
- 第 2 条 契約期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日までとする。
- 第 3 条 請負代金の支払いは別紙内訳書のとおりとし、当該業務履行確認後、適法な請求書を受領した日から起算して 4 0 日以内に支払うものとする。
- 第 4 条 請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
- 第 5 条 本契約に関して必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準による。

令和 7 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司 殿

請負者

別紙

請 負 代 金 支 払 内 訳

(円)

支払年月日	代 金 額	消費税及び 地方消費税額	合 計
令和7年9月			
令和7年10月			
令和7年11月			
令和7年12月			
令和8年1月			
令和8年2月			
令和8年3月			
令和8年4月			
令和8年5月			
令和8年6月			
令和8年7月			
令和8年8月			
合 計			